

危険物取扱者保安講習に関するよくあるご質問

Q1-1 受講申請書はどこで入手方法できますか

A 県内各消防本部、当連合会、県消防安全課で配布しています。

ホームページからもダウンロードできます。申請書はダウンロードしてプリントアウトしたものを申請書としてお使いいただくことができます。A4 サイズ(横)実際サイズで印刷して下さい。

Q1-2 収入証紙はどこで買えますか。

A 茨城県庁会計事務局会計管理課のホームページをご覧ください。

<https://www.pref.ibaraki.jp/kaikei/kaikanri/chizu.html>

Q1-3 受講手数料は、県収入証紙によるものでなければなりませんか。

A 受講手数料は、県収入証紙によるもの以外に、銀行振込も可能です。詳しくは、「令和7年度危険物取扱者保安講習会のご案内」(案内書)をご覧ください。

Q1-4 受講手数料の請求書を発行してもらえますか。

A 請求書の発行は行っておりません。

Q1-5 講習の種別とはなんですか。

A 「給油取扱所」は給油取扱所(移動タンク貯蔵所及び自家用給油所を含む)、「コンビナート」は石油コンビナート等災害防止法に関する特定事業所における危険物施設、「一般」は上記以外の危険物施設です。

なお、複数の施設で働いている場合は、主として従事している危険物施設で受講して下さい。

Q1-6 受付期間前に郵送した申請書はどうなるのですか。

A 申請書は、受付期間内(受付期間内の消印があるものに限る)に簡易書留で郵送することになっているため、受付期間の最終日の翌日の消印があるものとして、会場に余裕がある場合に受け付けます。受付期間開始日以降の消印となるようご注意願います。

Q1-7 講習日の変更は可能ですか。

A 受講日の前日午前中までにご連絡下さい。変更により新たに受講を希望する講習会については、希望する受講日の受付期間経過後会場に余裕がある場合は受け付けますので、受付期間最終日の翌日以降(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く)9時から17時に当連合会へお問い合わせ下さい。

なお、受付期間を過ぎた場合でも会場に余裕がある場合は受け付けますので、当連合会にお問い合わせ下さい。

Q1-8 申請者の変更はできますか。

A 申請者の変更はできません。また、講習種類の変更もできません。

Q1-9 受講手数料を返してもらえますか。

A 受付時点で県収入証紙を消印しているので受講手数料はお返しできません。

Q1-10 保安監督者だけが受講すればよいのですか。

A 危険物取扱者免状をお持ちで、危険物取扱作業に従事している方は、全て受講対象者となります。

Q1-11 受講期限はどうなっていますか。

A ア 継続して危険物取扱作業に従事している方は、前回の受講日以後における最初の4月1日から3年以内となっています。

イ 新たに従事する方、または、再び従事することとなった方は従事することとなった日から1年以内となっています。

ウ 上記イの方のうち、従事することとなった日の前2年以内に免状の交付または講習を受けた方は免状交付日又は前回受講日以後における最初の4月1日から3年以内となっています。

Q1-12 受講しないとどうなるのですか。

A 消防法第13条の2第5項に基づく危険物取扱者免状返納命令運用基準により、4点の減点となる場合があります。

Q1-13 危険物取扱作業に従事していませんが、受講できますか。

A 危険物取扱者免状をお持ちであれば、受講できます。(受講義務はありません。)

対面保安講習に関するよくあるご質問

Q2-1 講習会当日は何を持っていくのですか。

A 受講票と危険物取扱者免状を持参下さい。

Q2-2 免状を紛失した、書換中で手元にない、当日忘れてしまった、受講できますか。

A 受講できますが、運転免許証の提示などで申請者本人であることを確認させていただきます。

Q2-3 受講票を紛失した、当日忘れてしまった、受講できますか。

A 受講できます。講習日に講習会場の「受付」で対応します。

Q2-4 免状の書換をしていませんが受講できますか。

A 受講できます。